

保護者の皆様

ジャカルタ日本人学校 校長 緒方克行

新型コロナウイルス感染症に関わる5月8日以降の対応について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が医療に関する法律上の5類感染症に移行されることに伴い、学校保健安全法施行規則の一部改正が行われ、第二種の感染症へ追加されました。

全体保護者会でもお話ししたとおり、これにより、本校でも新型コロナウイルス感染症における対応を、これまでの「新型コロナウイルス感染症に対応した学校ガイドライン」を撤廃し、下記のようにいたします。

(5月9日より施行)

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

「無症状の感染者は、検査した日から五日を経過するまで」を基準とします。

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日を0日として、翌日から起算する。
- 発症から10日を経過するまでは、出席停止解除後もマスクの着用を推奨する。
- 新型コロナウイルスに感染した検査結果証明書や、出席停止の期間を経て登校するに当たっての陰性証明書の提出は必要ない。

2 濃厚接触者の取扱いについて

本校における濃厚接触者の定義である「患者と同居している者」、「患者が発症する2日前から1メートル程度の距離でマスクをせずに15分以上会話した者」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としません。

3 感染が不安で休ませたい場合の出欠の取扱いについて

担任に申し出てください。事情をお伺いし対応します。

4 出欠の取扱いについて

学校保健安全法施行規則第18条にある感染症以外の理由で登校できない場合は、欠席です。

5 オンライン授業について

全体保護者会でも説明したとおり、今後は、対面授業を基本とし、「健康であるが、やむを得ない事情で登校できない場合のみ、オンライン授業を受けることができる」こととします。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、できる限り受診し、自宅で休養してください。

- 「やむを得ない事情」とは、受験のための一時帰国で登校できない期間等。
- 別紙「令和5年度オンライン授業について(5月9日より施行)」を参照してください。
- 欠席及び出席停止期間であっても、希望のある場合は「授業視聴(定点カメラによる授業中継)」で対応しますので、担任へご相談ください。ただし、「授業視聴」は、視聴するだけですので、様々な要望にはお応えできないことをご了承ください。(「授業視聴」は出席扱いにはなりません。)